

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和8年度版案
に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

1. 募集意見の概要

(1) 意見募集の周知方法

環境省ホームページへの掲載及び記者発表

(2) 資料の入手方法

窓口配布、インターネットによる上記ホームページの閲覧、郵送

(3) 意見提出期間

令和8年2月16日（月）～令和8年3月17日（火） 30日間

(4) 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール

(5) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

2. 意見募集結果

(1) 意見提出件数

提出方法	数
電子政府の総合	257 通
郵送	64 通
FAX	2 通
電子メール	135 通
計	458 通

(2) 整理した意見の総数

- ・特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和8年度版案
に係るもの 147 件
- ・その他の意見 531 件

(3) 意見等の概要と意見に対する考え方について

- ・別紙1のとおり

パブリックコメント意見照会の結果

番号	意見数	区分	意見要旨	回答案
1	1	ガイドライン	「個体数の回復・増加に伴い」→「放置人工林、森林の過度の開発・利用、温暖化・異常気象に伴う生息環境の荒廃並びに過疎高齢化に伴う里山活動の低下により」に修正する。	個体数の増加及び分布域の拡大が大きな要因と捉えておりますので現行のままとします。
2	1	ガイドライン	「クマの個体数の削減・管理の徹底を図り、」→「人とクマとの軋轢を回避し、」に修正する。	クマの管理を進めるうえで、個体数の削減・管理は必要な施策であるため、原案のままとします。
3	1	ガイドライン	「ほとんど記載されていなかった。」→「保護管理ユニットの個体数水準を基に目標を設定し対策を講じ、個体数水準4（安定存続個体群）については人間との軋轢が恒常的に発生している場合、軋轢軽減を目的として捕獲割合を3%上乘せする対応も可能としている（全体の個体数の15%以下）」に修正する。	捕獲上限割合と目標個体数は異なる事項のため、原案のままとします。
4	1	ガイドライン	「個体群管理と出没防止等の対策をより一層推進していくことが」→「個体群管理と出没防止等の対策に加えて、長期的視点に立った生息地の再生と保全を推進していくことが重要となる」に修正する。	本ガイドラインでは喫緊で対応が必要な事項を示していることから、原案のままとします。なお、長期的な視点で生息環境管理を行うことも同様に重要であることから、ご意見は参考とさせていただきます。
5	1	ガイドライン	「個体数の増加等」を削除して、「行動の変化等」に修正する。	個体数の増加及び分布域の拡大が主な要因と捉えておりますので原案のままとします。
6	1	ガイドライン	最新の捕獲実績、最新の推定個体数を反映してガイドラインを修正してほしい。	本ガイドラインで示している数値は最新の公表値となります。
7	1	ガイドライン	個体数管理の前提となる推定個体数の精度向上が重要であるとする。ヘアトラップ法やカメラトラップ法などの調査手法の活用・拡充によりデータを蓄積し、推定値の精度向上を図ることを検討していただきたい。また、個体数水準の判断においては中央値のみではなく、下限値も考慮した評価を行うなど、より慎重で精度の高い数値の把握に努める事を検討いただきたい。	ご意見は今後の参考といたします。

番号	意見数	区分	意見要旨	回答案
8	1	ガイドライン	推定個体数を中央値あるいは平均値のみが記載されているが、幅の範囲も示した方がよい。	表の視認しやすさから、原案のままとします。
9	1	ガイドライン	推定個体数の表は不適切なので削除。	推定個体調査の結果は、都道府県が当時確立された手法に基づいてモニタリングした結果です。推定精度に差はありますが、当時の状況を把握するための重要な資料であります。
10	1	ガイドライン	クマ出没の構造的要因として、里山管理の衰退、人口減少による緩衝地帯の喪失、森林構造の変化、市街地のスプロール化などを計画策定時の必須分析項目として計画に組み込むことを明記すべき。	ご意見は今後の参考といたします。
11	3	ガイドライン	環境省が公表しているクマの捕獲数は間違っている。正しい数値を公表すべきである。	各都道府県、環境省の地方環境事務所が取りまとめ、報告を受けた数値を公表しております。
12	11	ガイドライン	本ガイドラインの目的は、地域個体群の安定的な存続とヒトとクマの軋轢の低減である。この目的を達成するためには、捕獲に頼りすぎず、軋轢が発生する要因を整理し、それに基づいた「事前」に事故を「防止」する対策を講じることが重要であると考えます。	ご指摘の趣旨は、当該頁に記載されている「ゾーニング管理によりそれぞれのゾーン区分で対策を推進し、人とクマとのすみ分けを強化する」に含まれていますので、原案のままとします。
13	1	ガイドライン	「クマの個体数」を削除して、「問題個体」に修正。	個体群管理を進めるにあたり、個体数管理も必要な施策であるため、原案のままとします。
14	1	ガイドライン	生息環境管理という言葉が曖昧でわかりづらい。	生息環境管理は鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針で「当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るための生息環境として保全、管理していく。また、特定鳥獣による被害を防止するため人里周辺に当該鳥獣が寄り付きにくいような環境として管理していく」ものであると定められている用語となります。ご意見は今後の参考といたします。
15	1	ガイドライン	生息環境の管理ではなく生息環境の復元にする。	生息環境管理は鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針で「当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るための生息環境として保全、管理していく。また、特定鳥獣による被害を防止するため人里周辺に当該鳥獣が寄り付きにくいような環境として管理していく」ものであると定められている用語となります。ご意見は今後の参考といたします。

番号	意見数	区分	意見要旨	回答案
16	1	ガイドライン	保護管理ユニットの西中国は個体数水準が4になっているが3の可能性もある。	現在公表されている「第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画－西中国山地ツキノワグマ地域個体群の保護管理－令和4年3月」の記載を基に整理しています。
17	1	ガイドライン	「個体数の回復・増加」を削除して、「行動の変化」に修正する。	個体数の増加や分布域の拡大は人との接触機会が増えることにつながります。これらは人身被害発生リスクの要因となることから、原案のままとします。
18	1	ガイドライン	クマの目標個体数の設定が個体群維持を前提とした調整措置か一定数の削減を前提とする誘導措置なのか位置づけを明確にする。	目標個体数の設定は軋轢の軽減を図るための措置のひとつであり、軋轢の軽減のために個体数の減少が必要な場合は、一定数まで個体数を減少させますが、そうでない場合は一定数まで個体数を減少させる必要はありません。なお、目標個体数を設定する場合は、個体数水準を基準として設定することから、個体数水準3以上の個体数は担保した上で個体数管理を行うこととなります。
19	1	ガイドライン	今回のクマ保護管理計画ガイドラインから紀伊半島個体群は除外し、今後の調査や研究をもとに、あらためて議論してほしい。	紀伊半島は環境省で定める保護管理ユニットであることから除外することはしません。なお、今後の調査や研究を下に、生息に関する最新の情報が得られた場合はガイドラインの改定にあわせて情報を更新していきます。
20	1	ガイドライン	水準2で示されている捕獲数の上限を定めて狩猟可とするような方針は都道府県を悩ますだけと思われ、誘引要因除去などの環境整備と問題個体の捕獲を軸にした実施可能な方針を軸に改めるべき。	個体群管理の方針を示している事項のため原案のままとします。
21	1	ガイドライン	捕獲（許容捕獲）も原則禁止として3%などの数値は示さない方がよい。捕獲上限割合3%以下と表記されたらその範囲では有害駆除を許容されるような印象が残り、可能な限り努力したらできる非捕殺的対応を最大限にしないかもしれないと危惧する。	クマの個体群を管理する上で、問題個体など被害を発生させる個体の捕獲は必要です。ただし、個体数水準1においては、捕殺数は可能な限り非捕殺的対応を行うことで、捕殺数を最小限に留めることをガイドラインでは示しています。
22	1	ガイドライン	「個体数管理」に関する内容を削除し、水準3は「侵入防止対策、生息地管理を徹底して行うとともに、生息地の再生と保全に取り組む。個体数水準3を維持できる範囲内で捕獲上限数を設定し、管理する。」、水準4は「侵入防止対策、生息地管理を徹底し行うとともに、生息地の再生・保全に取り組む個体数水準4を維持できる範囲内で（目標個体数を）捕獲上限数を設定し、管理する。」に修正する。	クマの個体群管理にあたって、個体数管理は必要な施策であることから、原案のままとします。
23	1	ガイドライン	「目標個体数」を削除して、「捕獲上限数」に修正する。	個体数水準3及び4については、軋轢を軽減できる個体数を確保することが目標となることから、原案のままとします。

番号	意見数	区分	意見要旨	回答案
24	1	ガイドライン	『個体数安定水準下限値を成獣400頭』とする根拠は何か。	個体数水準は個体群の状態を表す水準です。成獣400頭～800頭は個体数水準3という状態を表しており、安定水準下限値としてはいません。
25	1	ガイドライン	保護管理ユニットの基準（成獣800頭以上）は科学的根拠が不明で少なすぎる。	成獣800頭を境に個体数水準3と4を分ける考え方は、「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（クマ類編）（環境省,2000）」において、専門家の有する科学的知見を踏まえて設定したものです。これまで各地域において成獣800頭を境に個体数水準3と4を分けてクマの個体群管理を行ってきており、継続性のある管理を行っていく観点から、原案のままとします。
26	10	ガイドライン	全ての個体数水準で捕獲上限が必要である。	個体数水準3及び4については、軋轢を軽減できる個体数を確保することが目標となることから、原案のままとします。
27	1	ガイドライン	外来生物のようにもともといなかった動物の分布域が拡大していると読めてしまう。	保護管理ユニットを決定した当時（2000年度）には分布が確認されていなかった場所を拡大地域としていますので、原案のままとします。
28	1	ガイドライン	「個体数管理の概念」を削除する。	クマの個体群管理にあたって、個体数管理は必要な施策であることから、原案のままとします。
29	1	ガイドライン	「個体数管理のための」を削除して、「軋轢防止のための」に修正する。	クマの個体群管理にあたって、個体数管理は必要な施策であることから、原案のままとします。
30	1	ガイドライン	「なお、クマが排除エリアへ侵入することを防ぐため シカ・イノシシ捕獲用罠に米糠等、クマも好む誘引物を置き、結果的にクマの誤捕獲を誘導する行為は、個体群の安定的な維持の観点から厳禁する。」を追加する。	ニホンジカ及びイノシシの捕獲強化は引き続き必要であること、錯誤捕獲についてはP58に記載があることから、原案のままとします。

番号	意見数	区分	意見要旨	回答案
31	1	ガイドライン	「管理を目的とする保護ユニットにおいて・・・個体群管理を行うことができる。」→「緩衝地帯は、人間の生活を守るとともにコア生息地への悪影響を軽減し保護を強化するために設定する点を踏まえて「クマ類による被害防止に向けた対策方針」に基づき、人の生活圏への侵入を防止するため、人の生活圏と接する山林や耕作放棄地等の刈り払いや緩衝帯の整備、クマ類の移動ルートとなる緑地（河川敷、河畔林、段丘林、防風林、都市公園等）や河川等の生態系ネットワークにおける生息環境管理を効果的に進めるため 関係省庁及び部局の連携による対策を強化する」に修正する。	クマの個体群管理にあたって、個体数管理は必要な施策であることから、原案のままとします。
32	1	ガイドライン	ゾーニング管理では生息地の保護を進めてほしい。	クマの生息地の保護も同様に重要と考えており、ゾーニング管理ではコア生息地において記載しています。
33	1	ガイドライン	ゾーニングを必須としてほしい。	ゾーニング管理については引き続き推進していきます。
34	1	ガイドライン	「※緩衝地帯の中にも排除地域と管理強化ゾーンが設定可能。」を削除する。	住宅地等がある場所は排除地域として該当するため、緩衝地帯の中にも排除地域等の設定は必要と考えます。
35	1	ガイドライン	表Ⅲ-5の注釈を本文にも記載し、「設定」「確保」の考え方を明記する。ゾーン分けすること自体が目的化しないように配慮して記載する。	ご意見を踏まえ、P25にゾーニング管理の「設定」と「確保」に関する記載を追加しました。また、「人身被害及び農林水産被害などの軋轢を軽減しつつ、地域個体群を保全していくことを目的にゾーニング管理を行う」と記載していることから、ゾーン分け自体が目的ではないことを明示しております。
36	1	ガイドライン	管理強化エリアの設定例の説明およびイメージ図がややわかりづらく感じました。出没状況によって管理強化エリアやその範囲が変動するという関係性を具体的かつ詳細に記載されると実用的と思う。	ご意見を踏まえ、P27に管理強化エリアの設定範囲に関する記載を整理しました。
37	1	ガイドライン	クマの個体数と人身事故件数は必ずしも単純な比例関係にあるとは言えないと考える。本ガイドラインでは目標捕獲数の達成目的を「ヒトとクマの軋轢の低減」としているにも関わらず、目標個体数を設定する考え方については、目的との関係がやや理解しにくい。軋轢の低減という計画目標を示すことは重要だが、目標個体数の設定の考え方や必要性について、改めて検討してほしい。	人とクマの軋轢の低減の観点を踏まえた目標個体数の設定の考え方については表Ⅲ-6に例示しているところですが、ご意見は今後の参考といたします。

番号	意見数	区分	意見要旨	回答案
38	1	ガイドライン	捕獲数のモニタリングから出没数との関連を調査し除去数を考えていった方が現実的ではないか。	地域個体群の安定的な存続は前提とした上で個体群管理を行うため、本ガイドラインでは除去数ではなく目標個体数で考える考え方を示していますが、ご意見は今後の参考といたします。
39	1	ガイドライン	「個体数が増加」に関する記述を削除し、「クマによる被害が著しく増加した地域では、侵入防止対策、生息地管理、捕獲等、多様な手法を講じて、人の生活圏からクマの出没を減らすことが重要である。」、「被害が著しく増加した地域では」、「侵入防止対策や生息地管理を徹底するとともに、状況に応じた捕獲を行い、問題個体を人の生活圏から排除することが重要である」に修正する。	個体数の増加や分布域の拡大は人との接触機会が増えることにつながります。これらは人身被害発生リスクの要因となることから、原案のままとします。
40	1	ガイドライン	「クマの個体数が増加した地域・・・増加と分布域の拡大により、」→「クマによる被害が増加した地域の中には、生息環境の悪化と分布域の拡大により、」に修正する。	個体数の増加や分布域の拡大は人との接触機会が増えることにつながります。これらは人身被害発生リスクの要因となることから、原案のままとします。
41	1	ガイドライン	「個体数管理」を削除して、「安定的な維持」に修正する。	クマの個体群管理にあたって、個体数管理は必要な施策であることから、原案のままとします。
42	1	ガイドライン	「なお、個体数管理は個体数を減少させることと同義ではなく、一定の個体数に保つことも含まれる。」を削除する。	個体数管理は、ある範囲の個体数で管理すること（そのために増やすことや減らすことはありうる）であるため、原案のままとします。
43	1	ガイドライン	過去の個体数を参照にして→「過去の個体数を参考にして」に修正する。	ご意見のとおり修正します。
44	1	ガイドライン	「目標個体数の設定（例）」の表を削除する。	目標個体数の設定例を示している内容であり、今後の個体群管理に必要な情報のため、原案のままとします。
45	1	ガイドライン	「目標個体数の設定は・・・を進めていく」→「目標個体数の設定は困難である そのため、管理を目的とする保護管理ユニットでは、「クマ類による被害防止に向けた対策方針」、「クマ被害対策施策パッケージ及び「緊急銃猟ガイドライン」との整合性の取れた一貫性のある侵入防止対策 生息地管理、状況に応じた捕獲の実施を通して、問題個体の管理と個体群の安定的維持を進めていく。」に修正する。	すでに目標個体数を設定している都道府県が存在していること、クマの個体群管理にあたって、個体数管理は必要な施策であることから、原案のままとします。

番号	意見数	区分	意見要旨	回答案
46	1	ガイドライン	「なお、単に山野にいるクマについて、問題個体としてではなく、個体数管理の対象として捕獲等を行うことはあり得る。」を削除する。	クマの個体群管理にあたって、個体数管理は必要な施策であることから、原案のままとします。
47	1	ガイドライン	個体数管理では、『人とクマとの軋轢が大きい場合は、第二種管理計画において、軋轢の低減につながる目標個体数を設定し、「個体数管理」のための捕獲を管理強化エリアと緩衝地帯で行う。』とあるが、計画が無ければ捕獲はできないという理解か。	捕獲許可を得ての捕獲等は可能です。一方で、個体数を調整するために、第二種管理計画に基づく数の調整の目的での捕獲は第二種管理計画を作成していないと実施できません。
48	1	ガイドライン	個体数管理の為の捕獲について、捕獲行為自体が目的化しない為に捕獲が必要な場所や時期や時間帯を明確にするとの案は、保護の目的を維持するためには必要である。	ご意見として承ります。
49	1	ガイドライン	人間の活動が原因である気候変動で熊の生息地域である森に植生の変化があり、熊の生活が脅かされているという視点が抜けている。	ご意見は今後の参考といたします。
50	1	ガイドライン	クマによる被害の多くは農作物や生ごみ、果樹などの食料資源による誘引が要因と考えられる。「被害」だけでなく「誘引管理」の視点で整理し、個人や事業者による適切な管理を促すとともに、防除対策の責任等の所在明確化を検討してほしい。	誘引物の管理については、P31に記載しております。また、個人や事業者による適切な管理については「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に記載されております。責任等の所在については個別の状況により異なることから明確化は困難であり、原案のままとします。
51	1	ガイドライン	コア生息地や緩衝地帯の広葉樹林の環境改善を以前から計画に挙げられているがこれまで積極的に進められていない。個体群の安定的維持のために奥山での餌資源確保の具体的な施策を示し予算をつけるべき。	ガイドラインでは、コア生息地及び緩衝地帯において人工林の針広混交林や広葉樹林への誘導により採餌環境等の改善を目指すこととしております。
52	16	ガイドライン	コア生息地の環境保全・復元を重視してほしい。	ガイドラインでは国指定鳥獣保護区特別保護地区や自然公園法に基づく自然公園の特別保護地区及び第一種特別地域等をコア生息地の例として明示しています。これらの地域は、個別法により開発行為等の制限等がされています。
53	1	ガイドライン	ブナ等の植林事業を国主導で進めることを書いてほしい。	ガイドラインではコア生息地において人工林の針広混交林や広葉樹林への誘導により採餌環境等の改善を進める事としております。

番号	意見数	区分	意見要旨	回答案
54	1	ガイドライン	アウトカム目標の「個体数」は削除し、「問題個体数」に修正する。	クマの個体群管理にあたって、個体数管理は必要な施策であることから、原案のままとします。
55	1	ガイドライン	「広域的な保護・管理では・・・広域協議会を設立する」→「広域的な保護・管理では、環境省は保護管理ユニット内の都道府県と協力して広域協議会を設立する。」に修正する。	広域協議会は主体を都道府県としているので、原案のままとしますが、ご意見は今後の参考といたします。
56	1	ガイドライン	「なお、広域保護管理指針等や目標個体数は・・・設定するのが望ましい。」→「なお、広域保護管理指針等は、」に修正する。	目標個体数の設定について記載している文章のため、原案のままとします。
57	1	ガイドライン	「目標個体数を設定する（表Ⅲ-2）」を削除して、「問題個体を特定した捕獲を徹底する。」に修正する。	クマの個体群管理にあたって、個体数管理は必要な施策であることから、原案のままとします。
58	1	ガイドライン	軋轢が深刻なユニット（直近3年間の人身被害件数や出没件数が一定基準を超えるユニット）においては、自然増加率を上回る捕獲上限割合を設定できる規定をガイドラインに明記すること。	捕獲上限割合は地域個体群の安定的な存続を目的として設定するものです。そのため、自然増加率を上回る捕獲上限割合は、本ガイドラインでは推奨していません。一方で、個体数水準3以上の保護管理ユニットでは、捕獲上限割合ではなく、目標個体数で管理をすることとしています。
59	1	ガイドライン	「排除エリアへの出没防止などを・・・個体数管理を実施する。」→「同様に、問題個体の捕獲を徹底するとともに、行政主導のもと多様な主体の連携による間断のない侵入防止対策・生息地管理を実施できる体制の構築を最優先する。」に修正する。	クマの個体群管理にあたって、個体数管理は必要な施策であることから、原案のままとします。
60	1	ガイドライン	「目標個体数を設定し・・・個体数管理を進めることが重要である。」→「問題個体の捕獲を徹底するとともに、行政主導のもと多様な主体の連携による間断のない侵入防止対策・生息地管理を実施できる体制の構築を最優先する」に修正する。	クマの個体群管理にあたって、個体数管理は必要な施策であることから、原案のままとします。
61	1	ガイドライン	「目標個体数の設定」を削除して、「第二種管理計画に定める目的に沿って捕獲を実施する（第二種管理計画で目標個体数を定めて捕獲を実施する）」に修正する。	目標個体数の設定について記載している文章のため、原案のままとします。

番号	意見数	区分	意見要旨	回答案
62	1	ガイドライン	「個体数の増加等」を削除して、「クマによる被害の増加に伴い」に修正する。	個体数水準の設定は個体数に基づくものであるため、原案のままとします。
63	1	ガイドライン	「広域協議会で・・・目標個体数を設定する」→「広域協議会で保護管理ユニット内での捕獲上限数を定めた上で、都道府県は第二種管理計画の目的に沿って、捕獲も含めた対策を講じ軌轢の軽減を図る。」に修正する。	目標個体数の設定について記載している文章のため、原案のままとします。
64	1	ガイドライン	「目標個体数は・・・図った上で設定する。」→「捕獲の方針は、保護管理ユニットの個体数推定の結果も踏まえ、広域協議会で定める保護管理ユニットの捕獲の方針と調整を図ったうえで決定する」に修正する。	目標個体数について記載している文章のため、原案のままとします。
65	1	ガイドライン	以下の文章を削除する。「狩猟期間を春期まで延長することや、春期に許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業を行うこと(春期管理捕獲)は、個体の痕跡を発見しやすい残雪期の捕獲が実施できることや、冬眠明けの個体に警戒心を持たせることに加え、春期の捕獲技術を狩猟者の間で継承し、人材を育成していく観点がある。狩猟期間の延長や春期管理捕獲の実施は、これらも考慮したうえで検討を行う。」	鳥獣保護管理法第14条では第二種特定鳥獣に係る特例が定められており、狩猟期間等の延長が可能となります。そのため、原案のままとします。
66	1	ガイドライン	以下を削除する。「適切な規模まで個体数を減少させるとともに、」	個体群管理を進めるにあたり、個体数管理も必要な施策であるため、原案のままとします。
67	1	ガイドライン	「特定計画の作成・実行に係る専門人材」の育成に関してですが、実際にクマと共存する海外の地域(例、アメリカ・ノースカロライナ州など)で活躍する専門人材とオンラインミーティングを実施して研修するなど、もっとグローバルな内容も含めるべき。	ご意見の内容は「最新の知識と技術の習得」に含まれることから、原案のままとします。
68	1	ガイドライン	錯誤捕獲の対応について、速やかに放獣しないでいることは鳥獣保護管理法違反である。	錯誤捕獲のまま、手続きを取らずに捕獲を続ける行為は鳥獣保護管理法に抵触するおそれがありますが、放獣に伴い人身被害が想定されるなどのやむを得ない場合等に、捕獲許可等の手続きを行った上での対応は違反とはなりません。
69	1	ガイドライン	「小中学校でクマに関する生態・習性や安全対策の授業を行う」を追加する。	普及啓発の対象である「地域住民等」に小中学校の生徒も含まれることから、原案のままとします。

番号	意見数	区分	意見要旨	回答案
70	1	ガイドライン	「人の日常生活圏で・・・緊急銃猟の対象となり得る。」→「鳥獣保護管理法第10条に基づき、原則、放獣とするが、緊急銃猟実施要件に該当する場合は、緊急銃猟の対象となり得る。」に修正する。	鳥獣保護管理法第10条は、第9条第1項の規定に違反した場合等に適用されるものであり、緊急銃猟はこれに該当しません。また、本記述は体制整備に関して記載している事項のため、原案のままとします。
71	1	ガイドライン	奥山でくくりわなを設置する場合は、「必ず錯誤捕獲防止用くくりわなを使用する」と追記する。	くくりわなの設置はイノシシ及びニホンジカでの捕獲に関する事項のため、原案のままとします。
72	1	ガイドライン	錯誤捕獲の指導を入れるべき。錯誤捕獲の個体は放獣が原則である。錯誤捕獲の防止、放獣に関する記述を充実してほしい。	錯誤捕獲の指導や防止については、ニホンジカやイノシシの捕獲に関する事項のため、原案のままとします。
73	1	ガイドライン	人身被害は、人身事故の分析ではクマ側の行動だけでなく、人側の行動や環境要因など事故の起因を整理・分析することが重要である。	ご意見は今後の参考といたします。
74	1	ガイドライン	普及啓発の実施主体、対象、内容、評価指標などをより具体的にガイドラインに示す必要がある。また普及啓発の充実とモデル事例の明確化を検討頂きたい。	ご意見は今後の参考といたします。
75	1	ガイドライン	個体数を「単純に比較できる値ではない」と言いつつ、「増加の傾向がみられている」と断定するのは矛盾している。	同一手法で調査をしている地域での比較のため、「推定個体数が比較できる地域では」を追記して修正しました。
76	1	ガイドライン	クマの個体群、個体数管理において用いられる指標として、最新の指標を用いて欲しい。	ガイドラインの改定にあたって随時、最新の知見を取り入れて更新しております。
77	2	ガイドライン	捕獲数上限の設定に際し、① 雌個体（メス）の保護を最優先する指標、② 加入率（新しい個体が群れに加わる割合）の重視、③ 「順応的管理」における時間軸の延長というK-戦略を採用してほしい。	ご意見は今後の参考といたします。

番号	意見数	区分	意見要旨	回答案
78	1	ガイドライン	目標個体数の達成に向けた年次捕獲計画の策定を義務化し、計画期間（3～5年）内での達成を原則とする規定を設ける。	ガイドラインは技術的助言であり、計画の策定について義務付けることを記載するものではありません。
79	1	ガイドライン	捕獲上限数を超過した場合の対応や、目標個体数未達成の場合に次期計画で強化措置を講じることを義務づけるPDCAの仕組みをガイドラインに組み込む。	ガイドラインは技術的助言であり、捕獲について義務付ける内容を記載するものではありません。
80	8	ガイドライン	ガイドラインのデータ根拠の信用性があいまいで、科学的根拠に欠ける。	出没件数、被害件数、捕獲数、推定個体数等に関するデータは都道府県が収集した情報を基に整理し記載しています。推定個体数は、科学的な計算方法に基づいて算出された値であり、科学的な根拠に基づいた値となります。
81	1	ガイドライン	クマの出没対策について、捕獲強化を中心とした対応に加え、「出没を生みにくい地域構造」への転換を政策の柱として位置づけてもらいたい。	ご意見は今後の参考といたします。なお、出没対策には個体群管理のみでは対処できないことから、被害防除対策及び生息環境管理などの対策を推進する必要があります。出没しづらい地域構造への転換は、関係省庁との連携の下で引き続き進めていきます。
82	1	ガイドライン	全ての個体群を水準1まで減らそうとしている。	個体数水準に応じて捕獲上限割合や目標個体数を示しており、個体数水準3以上では原則同水準内で目標個体数を設定して管理することとしていることから、ご意見は該当しません。
83	1	ガイドライン	減らしてもよい基準を公開してほしい。	個体数管理は軋轢の軽減を目的とするため、個体数を減らしてよい基準を一律でつくることは考えていません。
84	1	ガイドライン	推定精度の限界が捕獲政策に与える影響について説明がほしい。	ご意見は今後の参考といたします。
85	1	ガイドライン	生物多様性保全をガイドラインに反映してほしい。	生物多様性の観点については、P56に記載されています。

番号	意見数	区分	意見要旨	回答案
86	1	ガイドライン	捕獲という用語に必要な応じて「殺処分を含む」旨を明示する。	P5用語の整理では、「捕獲等」について「捕獲又は殺傷をいう」としています。
87	1	ガイドライン	捕獲強化に至った根拠や評価指標を公表してほしい。	近年のクマの個体数の増加及び分布域の拡大、出没件数及び被害件数の増加から、従来の問題個体の管理のみではなく個体数の管理も必要であると評価しています。
88	1	ガイドライン	ガイドラインに賛成する。本ガイドラインにおける数値の設定方法を高く評価する。	ご意見として承ります。
89	1	ガイドライン	ガイドライン内に魚道整備に関する事項を記載すべき。	ご意見は今後の参考といたします。
90	1	ガイドライン	最新の個体群生態学的知見および最小存続可能個体群（MVP）の概念を踏まえ、独立した専門家による科学的検証プロセスを経て各ユニットの水準区分を再設定し、再設定の根拠と検証プロセスをガイドラインに明記すること。	本ガイドラインは哺乳類学会の意見も踏まえて改定作業を進めましたが、ご意見は今後の参考といたします。
91	1	ガイドライン	軋轢低減のための目標個体数はクマを絶滅させるための詭弁である。	ガイドラインでは地域個体群の存続を前提としており、クマを絶滅させるためのものではありません。
92	1	ガイドライン	広域管理ではクマを過大評価するほか、情報隠蔽につながる。	広域管理では行政界を越えて移動する個体も考慮した個体数推定が可能なため、クマの適切な評価につながります。なお、広域管理と情報隠蔽は何ら関係がありません。
93	1	ガイドライン	個体数管理は鳥獣保護管理法の立法精神から逸脱している。	鳥獣保護管理法第2条3項において、個体数管理を含む個体群管理を「管理」と定義していることから、個体数管理は鳥獣保護管理法の立法精神に基づいて実施される事項です。

番号	意見数	区分	意見要旨	回答案
94	3	ガイドライン	個体数と被害の拡大、軋轢の増加は無関係である。	ご意見として承ります。
95	1	ガイドライン	指定管理鳥獣や緊急銃猟導入を自画自賛する文書は遺憾である。	ご意見として承ります。
96	1	ガイドライン	順応的な運用体制を明文化してほしい。	順応的な運用はP39、P41、P58に示しています。体制の明文化は今後の参考とします。
97	1	ガイドライン	ゾーニング管理はクマの無差別駆除を正当化しているため、ゾーニング管理による人とクマの棲み分けなど詭弁である。	ゾーニング管理は、人とクマのすみ分けを図ることを目的に地域を区分し、各ゾーンの目的の下で、捕獲に限らず、被害防除対策等の施策等を実施していくものです。ガイドラインにおけるゾーニング区分には、クマの保全を目的としたコア生息地が位置づけられており、無差別駆除を行うものではありません。
98	1	ガイドライン	ゾーニング管理は地域ごとのガイドラインを作成するのが先決である。	ご意見は今後の参考といたします。
99	1	ガイドライン	普及啓発に関する記述を充実して、だれ(どこ)がどんな啓発を行うべきか等ガイドラインに記載されることを希望する。	普及啓発の実施主体は多岐にわたるため、原案のままとします。
100	1	ガイドライン	問題個体の定義を変えるのは法律違反である。また、問題個体以外の捕獲は違法である。	問題個体は、法律により定義されているものではありません。
101	1	その他	基本指針で、箱罠の使用(餌による誘引)は大量捕殺につながるため禁止とした環境省の基本方針に賛同する。	基本指針では、法第9条第1項に基づく許可捕獲において、はこわなを使用して捕獲を行う行為を禁止とはしていません。

番号	意見数	区分	意見要旨	回答案
102	1	その他	クマスプレーなどの防除手段を周知してほしい。クマの正確な情報を発信してほしい。	ご意見は今後の参考といたします。
103	190	その他	クマは減っている。クマの捕殺に反対、特に親子の捕獲、春期捕獲、穴熊捕獲は絶対反対である。命の尊厳を考慮した倫理的なガイドライン、クマを保護するガイドラインにしてほしい。	クマの個体数は増加傾向にあります。捕獲は鳥獣保護管理法に基づいて実施されま
104	17	その他	わなを前提としたゾーニング管理に反対。特にくくりわなの使用は禁止にしてほしい。	ゾーニング管理はわなによる捕獲を前提とした施策ではなく、人とクマのすみ分けを図るための施策です。
105	13	その他	安易な駆除を抑制する厳格な基準を設けてほしい。捕殺強化は出没や人身事故防止につながっておらずむしろ事態を悪化させている可能性が高い。	鳥獣の捕獲等は自由にできるものではなく、鳥獣保護管理法の許可等に基づいて実施されています。
106	136	その他	捕獲に使う予算を環境整備などに回してほしい。被害防除対策や犬による追い払いをもっと推進するべきである。	個体群管理のみではなく、被害防除対策及び生息環境管理の総合的な対策を進めていくことが重要と考えています。なお、犬を用いたクマの追い払いなどの出没防止対策を、都道府県等が行う場合は、指定管理鳥獣対策事業交付金によって支援を行うことが可能です。
107	9	その他	個体数推定の方法を統一してほしい。また、個体数推定調査の検証や改善が必要である。	国として統一的な手法による個体数推定に本年度から取り組む事としており、数年かけて全国の調査と推定を行います。
108	4	その他	捕獲の金銭的動機付けを促進する制度（許可捕獲に対する報奨金制度）を撤廃してほしい。また、指定管理鳥獣の交付金を受ける事業において、捕獲個体の部位を商業的に転売・販売することを全国一律で禁止してほしい。ハンターによるクマの狩猟を規制、管理してほしい。	ご意見として承ります。
109	1	その他	シカ、クマのみでも狩猟期における国有林、道有林の銃猟禁止区域の土日祝・年末年始入山解除を検討してもらいたい。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。

番号	意見数	区分	意見要旨	回答案
110	1	その他	施策が合理的である判断基準を市民が確認できる形で示してほしい。	ご意見は今後の参考といたします。
111	2	その他	クマが山にいない原因をつきとめてほしい。また、奥山の開発規制を行うこと、奥山の餌資源量調査をすることをすすめるべきである。さらに、クマの生息地を回復する森林政策をしてほしい。	ガイドラインP8に記載のとおり、奥山等においてクマの生息密度が減少する傾向はみられていません。ゾーニング管理においては、コア生息地において採餌環境等の改善を目指すことを目的とした生息環境管理を行うことを示しています。なお、奥山の開発に関してはパブリックコメントの対象外です。
112	1	その他	「生物多様性庁」を創設する。野生生物局を都道府県に設置する。	ご意見として承ります。
113	1	その他	過剰な抗議に対してはマニュアルの作成で対応すればよい。	ご意見は今後の参考といたします。
114	17	その他	クマの保護区や子グマの保護施設をつくってほしい。また鳥獣保護区の拡充をしてほしい。	ご意見は今後の参考といたします。
115	5	その他	クマの排除ではなく人の管理をもっと書くべき。また、農家の意見で殺処分をしないでほしい。	P57の普及啓発の項目や、P61の地域での対策実施を担う専門人材の項目において、人の行動管理に関わる内容を記載しているところですが、ご意見は今後の参考といたします。
116	1	その他	クマの生息地選択の研究成果を踏まえ管理をする時期と場所を絞込んでほしい。	ご意見は今後の参考といたします。
117	1	その他	クマの繁殖期や子育て期間に山に入らないように入山禁止をしてほしい。また、山に入る際に荷物チェックや違法な行為の罰金罰則を設けてパトロールを実施してほしい。人のマナーを徹底的に管理してほしい。特に、観光客への餌やり防止をもっと普及してほしい。	ご意見は今後の参考といたします。

番号	意見数	区分	意見要旨	回答案
118	1	その他	クマ対策へのガイドブック作成や勉強会を定期的を開いて欲しい。	ご意見は今後の参考といたします。
119	9	その他	現場で活動する専門家の意見をきいてほしい。自然保護団体や猟友会を検討会に参画させてほしい。	ご意見は今後の参考といたします。
120	1	その他	個体数推定は自分の県でやらずに他県にやってほしい。頭数管理は第三機関の参入の下で進めてほしい。	都道府県は鳥獣保護管理事業計画に基づきモニタリングや施策を実施することから、他県が行うことはありません。また、基本指針においては、特定計画の作成及び実行手続きにおいて、検討会・連絡協議会の設置を示しており、特定計画で示される目標個体数や施策の評価も本検討会で諮られて進められることとなります。
121	4	その他	自然のほんの一部しか解明していないという謙虚さをもって事に臨んでほしい。生態系を制御しようとするのが傲慢である。	ご意見として承ります。
122	3	その他	電気柵の補助を出してほしい。人とのすみ分けに予算を使ってほしい。被害が想定される住民へは捕獲対応ではなく、防護対策や生活支援を図ってほしい。	指定管理鳥獣対策事業交付金において、都道府県、市町村が設置する人身被害防止のために必要な電気柵に対する支援を行っています。
123	1	その他	人工餌などを開発するべき。	野生動物への人間による給餌は人間への依存や個体数の増加などにつながる恐れがあります。
124	1	その他	ハンターの補償、育成をしっかりと行ってほしい。	本ガイドラインでも人材育成と配置について記載しているところであり、重要と考えています。
125	1	その他	被害防除対策と生息環境管理が十分に行われている地域は現実的に少ない。過疎と高齢化が進んだ地域で被害防除対策に予算をつける。	ご意見は今後の参考といたします。

番号	意見数	区分	意見要旨	回答案
126	2	その他	避妊・去勢手術や不妊薬でクマの頭数制限をしてほしい。	ご意見として承ります。
127	1	その他	捕獲は最終手段として他の手段を推進してほしい。捕獲数で評価せず、被害防除対策の実績等で評価すべき。	ガイドラインではP51の表IV-4に示した通り、捕獲数以外にも多様な指標を例示しています。
128	1	その他	捕獲を順応的に実施できるなど考えるのは致命的な思い上がりである。	ご意見として承ります。
129	16	その他	再生エネルギー開発による環境への影響評価の透明性を高くしてほしい。	再生エネルギーに関するご意見はパブリックコメントの対象外です。
130	18	その他	山にドングリを植えることに予算を使ってほしい。	コア生息地及び緩衝地帯において人工林の針広混交林や広葉樹林への誘導により採餌環境等の改善を目指すこととしております。
131	10	その他	出没件数の増加が個体数増加によるものか、他の要因から因果関係を整理してほしい。	ご意見は今後の参考といたします。
132	1	その他	森林開発がクマの行動に与える影響を評価してほしい。また、風力発電等の山の開発に反対である。	ご意見は今後の参考といたします。
133	14	その他	生息推定数の根拠となる資料や計算方法を公開してほしい。	ご意見は今後の参考といたします。

番号	意見数	区分	意見要旨	回答案
134	3	その他	生物多様性国家戦略を見直してほしい。	生物多様性国家戦略に関するご意見は本パブリックコメントの対象外です。
135	1	その他	対策パッケージの他省庁との合意形成を公開してほしい。	クマ被害対策パッケージに関するご意見は本パブリックコメントの対象外です。
136	1	その他	第一種保護計画をもっと増やしてほしい。	第一種保護計画又は第二種管理計画は、都道府県の特定鳥獣の状況に合わせ、都道府県自身で決定し作成されます。
137	3	その他	地域によって春期捕獲の方針が違う理由を示してほしい。	狩猟及び許可捕獲は鳥獣保護管理法に基づいて、各自治体で行われます。そのため、地方自治体の状況に応じて捕獲の方針は異なります。
138	1	その他	地方創生を支持し、都会住人が、里山の再利用・果樹の収穫作業などを支援したい。	ご意見として承ります。
139	19	その他	長期的にクマと共存することを考えてほしい。	ご意見として承ります。
140	1	その他	非致死性のゴム弾をもっと活用すべき。	ご意見として承ります。
141	1	その他	捕獲により出没が変化することを検証して定期的に公表してほしい。	ご意見は今後の参考といたします。

番号	意見数	区分	意見要旨	回答案
142	1	その他	捕獲個体の処理記録（埋却、焼却、活用の詳細）の作成を義務付けてほしい。	ご意見は今後の参考といたします。
143	1	その他	林業・農政・環境行政の政策を横断的に見直す。	ご意見として承ります。
144	1	その他	藪はらいボランティアなどの情報管理を全国一律でやってほしい。	ご意見として承ります。
145	2	その他	遺伝子分析体制、人材育成の必要性を整理してほしい。	遺伝子分析体制についてはP38に、人材育成の必要性についてはP57に記載しています。
146	1	その他	シカ密度の高い地域での刈り払いによる草地拡大は、シカ個体数増を招くおそれがある。	ご意見として承ります。
147	1	その他	絶滅危惧種のクマは慎重に駆除すべき。夜間はクマを捕獲しないようにしてほしい。	日本に生息するヒグマとツキノワグマは絶滅危惧種ではありません。また、クマによって人身被害が生ずる可能性がある等の緊急性が高い場合には夜間でも捕獲を行う必要があります。
148	1	その他	個体数推定の精度向上を優先し、低繁殖種への大量捕獲の影響を再評価すべきです。30by30に基づき「厳正保護区」を創設し、非致死的管理、動物福祉の明文化、及び共生のための環境教育の強化を強く求める。	ご意見として承ります。
149	8	その他	全国統一手法による個体数推定を早期に実施し、各ユニットの実態に即した捕獲上限数の根拠を整備する。	国として統一的な手法による個体数推定に本年度から取り組む事としており、数年かけて全国の調査と推定を行います。

番号	意見数	区分	意見要旨	回答案
150	1	その他	特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（クマ類編）（環境省,2000）を広く公開し、各境界値の科学的根拠を検証可能な形で開示する。	ご意見として承ります。